

決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（3月16日）議事概要

日本銀行決済機構局では、3月16日、「決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（第5回）」を開催しました¹。

分科会では、2023年2月のG20会合で承認されたクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの優先アクション²や、ISO 20022の仕様にかかる共通要件の策定といったグローバルな作業の進捗状況が紹介され、参加者間で議論されました。また、これまでの分科会でも話題となったAML/CFT関連について、日本におけるマネロン対策の現状等が紹介されました。

本稿では、各セッションにおける議論の概要を紹介します。

1. クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの優先アクション

一つ目のセッションでは、リード・スピーカーより、G20のクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップについて、2020年10月以降の最初の2年間の取り組みを踏まえた今後の優先アクション等が説明されました。これまでの取り組みでは、金融安定理事会（FSB）やBIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）が中心となり、既存の決済インフラの改善から新たな決済インフラの可能性の探究まで、幅広い分野の現状分析やこれらを踏まえた提言の作成が進んできました。また、クロスボーダー送金の改善に向けたグローバルな共通ビジョンとして、4つの課題（コスト、スピード、アクセス、透明性）に関する定量的な目標がG20で承認されました。

これまでの作業を踏まえ、目標の達成に最も資する取り組みに注力するため、2023年2月のG20会合ではロードマップの今後の優先アクションが承認され、公表されました。ロー

¹ 過去に開催した決済の未来フォーラムの詳細は[本行ホームページ](#)ご参照。

² FSB、"[G20 Roadmap for Enhancing Cross-border Payments: Priority actions for achieving the G20 targets](#)" February, 2023

ロードマップにおける最初の2年間の作業で得られた知見や、官民のステークホルダーからのインプットを踏まえて選定された3つの優先取組分野（①決済システムの相互運用性と拡大、②法律・規制・監督の枠組み、③クロスボーダーのデータ交換と電文標準）に沿ってアクションが示されています。また、今後は机上分析から決済実務に関連する取り組みに焦点が移るため、トップレベル、シニアレベル、実務家レベルといった複数の階層で民間セクターの定期的な関与を確保する枠組みも示されています。

優先アクションについては、決済システムへのアクセス改善や稼働時間の在り方等に関する中央銀行間の情報共有の促進、FATF における AML/CFT ルールのアップデート作業、クロスボーダー送金に資するためのデータフレームワークの検討や法人の識別子に関する作業などが紹介されました。

（AML/CFT 等の効率化・高度化の進め方）

その後のフロア討議では、クロスボーダー送金の改善に向けた取り組みとして、AML/CFT の効率化や高度化が重要であるとの指摘が多くの参加者から聞かれました。AML/CFT の効率化は、クロスボーダー送金のコストやスピードの改善に寄与するものであり、海外における取り組みも参考にしうとの見方が示されました。また、個別の事業者に限らず業界横断で AML/CFT の高度化を図るためには、デジタル技術を活用してマニュアル処理を減らす必要性があるとの意見がありました。デジタル化を進めるうえでは、様々な技術を用いた規制対応を認める制度面の手当てや、全ての事業者が対応を求められるコンプライアンス関連の取り組みについて、公的部門が後押しする形で効率化を進める余地なども指摘されました。

ロードマップで示されている FATF 関連の作業については、各国当局および金融機関等が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する対応力の強化を目指しながら、クロスボーダー送金の改善にも貢献していくとの方針が紹介されました。具体的には、新技術を活用した AML/CFT 等の効率化や高度化への取り組みとそのための民間セクターとの対話の予定、実質的支配者に関する FATF 勧告の改訂やその後の取り組み、電信送金に関する FATF 勧告の改訂に向けた検討などが取り上げられました。ロードマップで予定されている AML/CFT 関連の取り組みについて、CPMI が進めている金融通信メッセージの国際規格である ISO 20022 を用いた送金電文の調和の作業も踏まえて、グローバルな効率化を検討する必要性が指摘されました。このほか、AML/CFT のグローバルな取り組みを進めるに当たっては、国際的な規制の収斂に止まらず、クロスボーダー送金の最終受取人への着金

の遅延に繋がらうる各国における運用面の相違点に目を向ける必要があるとして、本邦における被仕向け送金業務を含む各国における規制の運用や規制対応の実務について、透明性を確保する重要性が指摘されました。

(優先アクションの進め方等)

フロアからは、ロードマップの優先アクションの進め方や、これを踏まえた本邦における取り組みについて、様々な見方が示されました。まず、定量目標の達成に資する観点からは、G20 が目指す姿の明確化を図るため、各アクションがクロスボーダー送金の3つのセグメント（ホールセール、リテール、レミタンス）のいずれに対して改善効果を発揮しうる取り組みかを意識する必要があるとの指摘がありました。目標に向けた改善の進捗モニタリングの実施については、例えばスピードについてクロスボーダー送金取引のどの時点を起点に計測を開始するかといった測定の枠組みを示す必要があるとの意見が聞かれました。そのうえで、クロスボーダー送金サービスを提供する事業者の負担増につながらないかを見極め、判断する枠組みも必要との認識も示されました。FSB や CPMI 等による国際的な取り組みについて、民間セクターから積極的にインプットを行うためにも、公的セクターにおいて、継続性のある責任主体を明確にしてほしいといった意見が寄せられました。

優先アクションの一つである ISO 20022 を用いた送金電文にかかる共通要件の策定については、クロスボーダー送金のコストやスピードへの改善効果を発揮するうえで、グローバルに足並みを揃える重要性が指摘されました。また、銀行口座間の送金やカード決済などの様々な決済手段を念頭に置いて ISO 20022 を用いた送金電文の仕様にかかる調和を議論しなければ、スムーズな実装が実現できない可能性が指摘されました。CPMI が進めているクロスボーダー送金で利用されるサービスレベル合意のテンプレート作成の取り組みについては、民間事業者が参照しうる取り組みとなるため、前広な情報共有を期待するとの声が聞かれました。また、中長期的な取り組みとして小口送金に着目しているとの見方のほか、各国の小口決済ネットワークについて法域を跨いだ連携が進む可能性があるとの見方が示されました。

2. ISO 20022 の仕様にかかる共通要件の策定

二つ目のセッションでは、リード・スピーカーより、CPMI が進めているクロスボーダー送金で利用される ISO 20022 送金電文の仕様にかかる共通要件の策定に向けたグローバルな取り組みについて説明がありました。

法域を跨いだ情報の連携が不可欠なクロスボーダー送金では、送金電文の仕様の違いがデータの欠落などを通じて送金スピードの低下やコストの上昇につながっていると考えられます。このため、CPMI は民間事業者と CPMI メンバー国の中銀で構成される官民共同タスクフォースを設置し、ISO 20022 の仕様にかかる共通要件の策定に向けた検討を続けており、先般、幅広い業界関係者からのインプットを求めるため、市中協議文書³を公表しています。2025 年に向けて ISO 20022 の採用がグローバルに進む見通しとなっていることは、相互運用性を促進するための機会と考えられるものの、実際の採用において調和が取れない場合は十分な効果が発揮されないリスクがあるため、市中協議文書ではグローバルに調和すべき仕様にかかる共通要件や送金電文を示しています。共通要件は送金電文の基本的な仕様のほか、透明性の確保に資する仕様や構造化情報等の利用を推奨する仕様などを網羅しており、今次市中協議を経て 2023 年 10 月に G20 報告書として最終化される予定です。なお、共通要件の適用開始時期については、ISO 20022 の採用についてグローバルな足並みがそろそろ見通しである 2025 年 11 月が提案されています。

(CPMI の市中協議文書への見方等)

リード・スピーカーの説明後、フロアからは、CPMI が公表した市中協議文書への見方や、クロスボーダー送金の改善に向けた ISO 20022 送金電文の活用方法についての見方が示されました。まず、市中協議文書で示された共通要件について、クロスボーダー送金の課題への効果を確りと見極める必要性が指摘されました。また、最終化後の共通要件の適用開始時期について、各国で足もと進んでいる ISO 20022 採用の取り組みに共通要件への対応が追加されるため、決済サービス事業者やその顧客を含め、実行可能性を確認すべきとの見方が示されました。このほか、ISO 20022 送金電文の採用をグローバルに調和したうえでクロスボーダー送金のコストやスピードの改善を実現するためには、送金電文に含まれる情報に関する各国の運用について透明性を確保する必要があるとして、公的セクターによる取り組みに期待する声が聞かれました。即ち、法人や個人を特定する識別子が送金電文に含まれている場合、これを用いた本人確認や自動入金の可否にかかる運用が各国で異なれば送金スピードの違いにつながるため、このような違いを明確にすべきといった意見が聞かれました。この点、ISO 20022 の利用について、国内送金用やクロスボーダー送金用の各マーケットの市場慣行を相互に共有し合う業界レベルでの取り組みが紹介されました。なお、CPMI の市中協議文書が対象としている様々な ISO 20022 送金電文に関しては、外為円決済制度における位置付けについて、本邦内で議論を深める必要性が指摘されま

³ ISO 20022 の仕様にかかる共通要件を示した市中協議文書の概要は[本行ホームページ](#)ご参照。

した。

ISO 20022 の仕様にかかる共通要件の策定を進めるに当たっては、こうした取り組みを、従来からの業務を効率化する機会と捉えることにとどめず、コルレス銀行網を通じたクロスボーダー送金、証券取引およびカード決済など、異なるネットワークを介した取引について相互運用性を確保し、新たな決済ソリューションの提供に結び付ける機会と考えるなど、目指すべき将来像を明確にする必要があるとの見方が示されました。

3. 日本におけるマネロン対策の現状等

最後のセッションでは、AML/CFT 関連について、リード・スピーカーより、日本におけるマネロン対策の現状等が紹介されました。

特殊詐欺が増加しているといった足もとの状況なども踏まえ、金融機関におけるAML/CFT への取り組みが不可欠との認識が示されるとともに、FATF による第4次対日相互審査後に進められている取り組みが紹介されました。具体的には、2024年3月末までに継続的顧客管理の完全実施を含め、金融機関における態勢整備を完了させる重要性が強調されました。また、金融機関における態勢整備で一段の取り組みが必要な事項としては、リスクの特定とその評価や、属人化を避けるための規程整備が取り上げられ、経営陣による主導的な関与も不可欠とされました。このほか、FATF の第4次対日相互審査結果を踏まえた立法措置として、資産凍結措置の強化や、マネロン関連の犯罪の法定刑の引き上げ、暗号資産への対応強化等も紹介されました。第5次対日相互審査に向けては、審査サイクルの短期化なども踏まえ、金融機関や関係当局が一体となって対応を進める必要があるとして、法律や規制等の有効性の検証が強化される点などが取り上げられました。そのうえで、AML/CFT の中核的な業務である取引フィルタリングや取引モニタリングについて、業界横断での共同化の可能性を念頭に、為替取引分析業が創設され、補助金交付の予算が確保されていることも紹介されました。金融界の取り組みとして、全銀協によりマネー・ローンダリング対策共同機構が設立され、AI を用いたスコアリングサービス等の提供が目指されていることも取り上げられました。

(業界横断の取り組み)

フロアからは、AML/CFT の実効性・有効性の向上と業務の効率化・高度化を目指す業界横断の取り組みについて、多くの関心が寄せられました。具体的には、マネー・ローンダ

リング対策共同機構が対象とする取引について、クロスボーダー送金も含まれる可能性や、スコアリングに要するスピード感などについて関心が示され、こうした運用の詳細は今後のシステム設計を検討する中で明らかになるとの見方が示されました。また、マネー・ローンダリング対策共同機構については、地域金融機関を中心に多くのニーズが寄せられており、2024年春以降、段階的に AI スコアリングサービスや AML/CFT 業務の高度化支援を開始する見通しであり、それに向けて準備作業が継続していることが紹介されました。

(AML/CFT に関する海外の取り組み事例)

AML/CFT を含むコンプライアンスの強化に向けて、英国では詐欺的送金を検知した場合に送金元の銀行に速やかに通知できる、ISO 20022 送金および通知電文を開発する必要性が議論されるなど、ISO 20022 を活用することで不正検知の自動化や即時化を目指す事例が紹介されました。こうした海外動向を踏まえ、本邦でも ISO 20022 の導入を契機とした AML/CFT の効率化・高度化に加えて金融犯罪の抑止なども検討しうるとの見方が示されました。また、英国や豪州、北欧などでは、詐欺的送金の防止に向けて構造化されたデータ等の送金情報の活用可能性が検討されている点や、被害者救済の責任の所在に関する議論が進められている点が紹介され、本邦でも海外事例や社会情勢の変化を踏まえて検討を深める必要性が指摘されました。

以上